



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 27 日 (火)
第 8 3 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (550) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (551) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (552) (〃) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (553) (障がい福祉課) 3
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (554) (〃) 3
	保安林の指定予定 (555) (森林・林業総室) 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (556・557) (〃) 4
	土地改良区の役員の退任 (558) (中部総合事務所農林局) 5

告 示

鳥取県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人イズモト歯科医院	鳥取市職人町25	平成22年11月1日
伏塚歯科医院	鳥取市茶町420	平成23年9月1日
医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡琴浦町大字浦安140-10	平成23年9月5日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
株式会社ホッと・ケア24	米子市両三柳323-1	訪問看護ステーションホッと・ナース24	米子市両三柳323-1	平成23年9月1日

鳥取県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石田 賢悟	東伯郡琴浦町大字徳万282-16	いしだ整骨院	東伯郡琴浦町大字徳万282-16	平成23年9月5日

鳥取県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
イズモト歯科医院	鳥取市職人町25	平成22年10月31日
医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡琴浦町大字八橋511	平成23年9月4日

鳥取県告示第553号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
リハビリテーション科	音声、言語機能障害 呼吸器機能障害	片桐 浩史	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく 機能障害	松田 英賢	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
眼科	視覚障害	神鳥 美智子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第554号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区 東が丘二丁目 5-21	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1	心臓脈管外科 (育成医療、 更生医療)	平成23年9月 1日
医療法人清生会 理事長 谷口 宗弘	倉吉市上井町 一丁目13	医療法人清生会谷口 病院附属診療所東伯 サテライト	東伯郡琴浦町大字 浦安140-10	じん臓(育成 医療、更生医 療)	平成23年9月 5日

鳥取県告示第555号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市耳字坂ノ元426、427、字トギイハ524、字坂ノ下525、関金町明高字日氏ノ上789の1、789の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第556号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町豊栄字若杉1397の46

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第557号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字向坂61の5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年9月27日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 秋 田 盈 東伯郡琴浦町大字赤碕1341

平成23年9月9日退任